

**令和2年度第4回日本スポーツ少年団常任委員会
議事録**

日 時： 令和2年11月20日(金) 14時00分～16時00分
場 所： JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12階 日本スポーツ協会 大会議室
※新型コロナウイルスの影響によりWeb会議システムを併用して開催
出席者： 泉本部長、大西副本部長、萩原副本部長、
宇佐美、福原、田村、川村、三井、平山、本川、富田、網代、小山、河内の各常任委員
計14名
＜欠席(委任)＞秋本、見城、伊藤、米谷、原、工藤の各常任委員 計6名
＜事務局＞青田部長、加藤課長、他少年団課員7名

構成員の2分の1以上の出席【総数21名のうち出席20名(委任含む)】により会議成立
(「日本スポーツ少年団設置規程」第18条第3項)

設置規程第18条第2項により、泉本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

1. 令和2年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について

事務局から、令和3(2021)年1月～2月に開催予定のブロック会議の開催要項案について説明。
今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、各ブロックの主管県に対して、Web会議システムを併用しての開催検討を依頼していること、また、当協会役員・職員については東京からオンラインで参加することを想定している旨を説明し、原案のとおり承認。

各ブロック会議では、次年度の活動計画・予算、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う各種事業における措置等に関する内容について説明することとし、今後、主管県への開催協力依頼及び都道府県への開催案内を発信のうえ準備を進めていくこととした。

また、Web会議システムを併用した具体的な実施方法については、各ブロック主管県と相談のうえ、今後詳細を決定していくこととした。

ブロック	主管県	開催期日(令和3年)	会場
北海道・東北	北海道	2月2日(火)～3日(水)	札幌市内ホテル
関東	千葉県	2月12日(金)～13日(土)	ホテルポートプラザちば
北信越・東海	石川県	2月8日(月)～9日(火)	KKRホテル金沢
近畿	奈良県	2月8日(月)～9日(火)	奈良ロイヤルホテル
中国・四国	広島県	2月3日(水)～4日(木)	ひろしま国際ホテル
九州	鹿児島県	2月4日(木)～5日(金)	タイセイアネックス

<質問・意見等>

宇佐美委員： ● 北海道では連日300名以上の感染者が発生している。今年度は北海道が主管県であるが、この状況が続くと一堂に会しての開催は難しい。Web会議システムを用いた開催準備をぜひ進めてほしい。

2. スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について

事務局から、「スポーツ少年団登録規程施行細則」の以下の部分の改定について説明し、原案の通り承認。

(1) 第 2 条第 2 項

現行の定めでは、「指導者は、登録する年の 4 月 1 日現在満 18 歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者」としているが、「公認スポーツ指導者資格」には、更新研修を必要としない永年認定資格であるスポーツリーダーも含まれていることから、これを除外する必要があるため「ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く」という文言を追記する。

なお、「スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く」ことについては、現行の「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」にはその旨定めていたものであるが、登録に関する定めは、本来、登録規程又は本細則に定めるべきものであるため、この度、本細則において定めるものである。

(2) 附則 15 の 2(追加)

前記 (1) を踏まえ、「第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和 5 年度までは、指導者として登録することができるものとする」旨を附則として定める（当該内容は、既に令和元年度第 2 回常任委員会において承認されていた運用上の対応を本細則に明文化するものである）。

(3) 附則 16 の 2(追加)

令和元年度まで適用していた旧日本スポーツ少年団指導者制度・旧日本スポーツ少年団リーダー制度では、「シニア・リーダーとして資格認定」された者に対して、一定の要件を満たせば、スポーツ少年団の理念を学んだこととなる「認定員」に資格移行した上で、スポーツリーダー資格を付与していた。

これを踏まえ、「第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者は、公認スポーツ指導者資格を保有していない場合であっても、令和 5 年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする」旨を附則として定める。

(4) 別表(追加)

第 2 条第 3 項、第 4 項、第 5 項に定める単位スポーツ少年団登録に必要な構成人数のパターンを、別表に整理して掲載する。

3. 令和 3 年度日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業への指導者の参加条件について

令和元年度第 2 回委員総会にて承認された現行の参加条件は、「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」としている。

しかしながら、令和 2 年度のスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会が中止となったことに伴い、令和 3 年度の日本スポーツ少年団各種事業における指導者の参加条件の一つである「当該事業年度に、スポーツ少年団に『スポーツ少年団の理念』を学習した者として『指導者』登録している者」を満たせない指導者が出るのが想定される。

これを踏まえ、令和 3 年度に限る特例措置として、当該条件を、「当該事業年度に、スポーツ少年団に『指導者』登録している者」と読み替えることについて諮り、原案の通り承認。

なお、この特例措置は、日本スポーツ少年団が主催する国内・国際交流事業に適用するものであり、都道府県・市区町村スポーツ少年団が主催する各種活動においては、当該スポーツ少年団の判断で対応できることとした。

4. 大会開催基準要項の改定について

- (1) 指導者の参加条件に関わる改定(全国スポーツ少年大会・全国スポーツ少年団競技別交流大会)
両大会の開催基準要項において、指導者の参加条件に関する定めを、議案 3. の承認内容に準じて、次の通り改定することについて諮り、原案の通り承認。

① 全国スポーツ少年大会開催基準要項 附則 14 の 5(追記)

第 7 項第 2 号に定める指導者の条件について、議案 3. の承認内容に準じて、令和 3 年度に限りこれを適用しない旨を定める。

② 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項 附則 15 の 4(追記)

第 9 項第 1 号に定める指導者の条件について、議案 3. の承認内容に準じて、令和 3 年度に限りこれを適用しない旨を定める。

- (2) 開催地の選定に関わる改定(全国スポーツ少年大会・全国スポーツ少年団競技別交流大会)

両大会の開催地に関する定めは、国民体育大会(以下「国体」)の開催地と連動した形態となっている。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和 2(2020)年の第 75 回国体(鹿児島県)が令和 5(2023)年に延期されたが、この延期に連動した方法で両大会の開催地に関する定めを改定すると、既に開催準備を進めている県や、今後各ブロック・各地区において行われる各種大会の持ち回り順序等に様々な影響が生じる恐れがある。

これを踏まえ、両大会ともに、第 75 回国体の延期にかかわらず、現行の定めに基づく適用(持ち回り順序)を維持することとし、これに合わせて大会開催基準要項の当該部分を次の通り改定することについて諮り、原案の通り承認。

① 全国スポーツ少年大会開催基準要項 第 4 項第 2 号

「大会の開催地は、国民体育大会開催県が所属するブロックの持ち回りとし、当該ブロック内都道府県において、その前々年度に開催する。」旨を定める。(「前年度」から変更)

② 全国スポーツ少年大会開催基準要項 附則 14 の 2・3(追記)

上記①の改定について、「令和 5 年度以降の大会に適用する」旨を定める。また、国体の大会名称が令和 6(2024)年の第 78 回大会から「国民スポーツ大会」に変更となる旨を定める。

③ 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項 第 5 項第 2 号

「全国スポーツ少年大会が国民体育大会開催都道府県所属ブロックで、その前々年度に開催することを踏まえ、本大会については、国民体育大会開催都道府県所属地区がその3 年度前に開催する。」旨を定める。

④ 全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項 附則 15 の 2・3(追記)

上記③の改定について、「令和 5 年度以降の大会に適用する」旨を定める。また、国体の大会名称が令和 6(2024)年の第 78 回大会から「国民スポーツ大会」に変更となる旨を定める。

- (3) 団員の参加条件に関わる改定(全国スポーツ少年大会)

現行の開催基準要項では、ジュニア・リーダー資格を保有していれば小学 6 年生の参加も可能となっている。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和 2 年度のジュニア・リーダースクールを中止している都道府県が多く、ジュニア・リーダー資格を取得できない小学 6 年生の団員が出ることもあり得る。

これを踏まえ、令和 3 年度に限り、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学 6 年生であっても、「コロナ禍が理由であれば、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認める」とする改定案について諮り、原案の通り承認された。

<報告事項>

1. 日本スポーツ少年団役員(本部長及び副本部長)候補者の選定について

令和2年度第1回委員総会での承認を経て設置した役員候補者選定委員会において、次期本部長と副本部長の候補者が次のとおり選定された旨を報告し、これを了承。

なお、今後は、令和3年2月に開催するブロック会議において各都道府県に報告し、同年2月27日に開催予定の第3回委員総会にて次期本部長及び副本部長として推挙される手順となる。

区分	氏名(敬称略)	少年団/日本スポーツ協会との関係
本部長候補者	泉 正文	現日本スポーツ少年団本部長 日本スポーツ協会副会長兼専務理事
副本部長候補者 (東日本)	遠藤 啓一	山形県スポーツ少年団本部長 山形県スポーツ協会理事
副本部長候補者 (西日本)	大西 真知子	現日本スポーツ少年団副本部長 徳島県スポーツ少年団本部長 徳島県スポーツ協会理事
副本部長候補者 (学識経験者)	萩原 美樹子	現日本スポーツ少年団副本部長 日本スポーツ協会女性スポーツ委員会委員

2. 次期スポーツ少年団役員等の改選スケジュールについて

常任委員(ブロック選出・学識経験者)、委員、指導者協議会に関わる改選スケジュールについて以下の通り報告し、これを了承。

(1) ブロック選出常任委員

委員総会においてブロックごとに1名を選出し、本部長が委嘱する。

各ブロックは、令和3年度第1回委員総会までに候補者1名を選出する。

(2) 学識経験の常任委員

委員総会に諮り、9名以内を本部長が委嘱することができる。

候補者については、令和3年度第1回委員総会において審議いただく。

(3) 委員

都道府県スポーツ少年団が、その本部長、副本部長の中から1名を選出する。

(令和3年1月中旬頃に当協会から都道府県スポーツ少年団本部長宛に選出依頼を送付)

(4) 指導者協議会

都道府県指導者協議会等代表については、各都道府県の指導者協議会等が選任した代表1名を日本スポーツ少年団に届け出る(令和3年1月中旬頃に当協会から都道府県スポーツ少年団本部長宛に選出依頼を送付)。

指導者協議会ブロック選出の運営委員については、都道府県代表の中からブロックごとに1名を選出する。また、地区代表女性運営委員については、全国東・中・西の3地区内で各ブロック持ち回り方式により選出することとなっており、次期委員は、東北、近畿、四国の各ブロックから代表者各1名を選出する。

なお、これら指導者協議会の代表及び運営委員の改選時期は日本スポーツ少年団役員と同じく、日本スポーツ協会の令和3年度定時評議員会終結後となる。

3. 令和3年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について

令和2年度第1回委員総会において本部長に一任された令和3年度の活動計画及び要望予算の取りまとめについて、日本スポーツ協会全体予算や各種助成金(額)等との調整が必要であるため、現在その作業を進めている旨を報告し、これを了承。

令和3年度要望予算は、令和3年2月に開催するブロック会議において、活動計画と併せて説明後、同年2月下旬に開催する第5回常任委員会および第3回委員総会に付議される。

4. 文部科学大臣表彰について(生涯スポーツ功労者表彰、社会教育功労者表彰)

生涯スポーツ功労者表彰については、当協会から文部科学省に推薦したスポーツ少年団登録指導者8名全員が被表彰者として決定した旨を報告し、これを了承。

また、社会教育功労者として、日本スポーツ少年団常任委員で小児科医の原光彦氏を候補者として決定し、文部科学省に推薦したことを併せて報告し、これを了承。

<生涯スポーツ功労者表彰 被表彰者>

ブロック	都道府県	氏名(敬称略)	性別
北海道・東北	山形県	上野 義弘	男
		柴崎 美枝	女
関東	栃木県	稲富 照子	女
北信越・東海	三重県	船岡 庄一	男
近畿・中国	奈良県	上村 武	男
		中尾 節子	女
四国・九州	愛媛県	田中 雅人	男
		三好 賢一	男

5. 2020年日独スポーツ少年団ユースキャンプ(2021年実施)の協定書締結及び実施について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」)が2021年に延期されたことに伴い、標記ユースキャンプについても2021年に延期となったこと、併せて、交流相手であるドイツオリンピックアカデミー(DOA)及びドイツスポーツユースユースメント(dsj)と協議した結果、実施形態、プログラム等は、当初の協定書の内容を踏襲した形態とし、改めて協定書を締結した旨を報告し、これを了承。

また、以下の項目について報告するとともに、今後、両国における今後の新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえつつ、引き続き交流相手(団体)と連携を取りながら、実施に向けて準備を進めていく旨併せて報告し、これを了承。

(1) 参加対象者について

「令和2(2020)年度の日独ユースキャンプ日本団団員・指導者として決定していた者」とする。

(2) 欠員補充のための参加者募集について

参加対象者の2021年の参加意向を確認後、団員に欠員が生じた場合に追加募集を行う予定である。なお、指導者に欠員が生じた場合は、追加募集は行わず、令和2(2020)年度に申し込みを行っていた方の中から補充する。

(3) 参加人数の規模見直し検討について

期間中の宿泊予定先である埼玉県のスポート総合センター(上尾市)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、宿泊者の定数に制限が設けられる可能性があることから、参加人数の規模見直しについて、活動開発部会において様々なケースを想定し対応を検討中である

(仮に、参加人数の規模を縮小せざるを得ない場合は、欠員の補充を行わないことも選択肢の一つとして想定する等)。

<質問・意見等>

平山委員： ● 新型コロナウイルスの影響により、東京2020大会、日独スポーツ少年団ユースキャンプともに2021年に延期となったが、今後の感染状況等によっては、来年度も実施できない場合を想定しておく必要があると思う。二年連続で中止にならないことを願うばかりだが、現時点で中止判断の時期について検討しているか。

事務局 ● 現時点で具体的な判断時期は決定していないが、ひとつの目安としては今年度内を考えている。日本への入国条件等を踏まえて、今後ドイツ側と協議して決めていく。

6. 第48回日独スポーツ少年団同時交流[令和3年度]の実施形態及び参加条件について

東京2020大会及び日独スポーツ少年団ユースキャンプが2021年に延期されたことに伴い、両事業と同時期に開催となる令和3年度の第48回交流は、中止となった令和2年度同様、現協定書に定める人数・期間を縮小した形態で実施することで、交流パートナーであるドイツスポーツユエグント(dsj)と合意した旨を報告。

また、以下の項目について併せて報告し、これを了承。

<第48回交流の実施形態>

	参加者数 (日独ともに)	実施期間	
		派遣	受入
協定書上	125名	16泊18日	16泊17日
令和3年度 (2021年度)	88名	9泊11日 7月26日(月)～8月5日(木)	9泊10日 8月10日(火)～8月19日(木)

(1) 参加者の推薦について

各都道府県から当協会に参加者を推薦する際は、令和2年度に推薦された者(中止により参加できなかった者)を優先するよう配慮を求めるとし、該当者については年齢制限(派遣年度に16歳～24歳の誕生日を迎える者)の適用を除外する措置をとることとする。

(2) 本交流事業の開催回数について

日独双方で協議した結果、中止となった令和2年度の第47回交流を「欠番」として取り扱うこととし、令和3年度を第48回交流とする。

7. 令和3(2021)年以降の日中青少年スポーツ交流について

「日中青少年スポーツ交流」は、従来の「日中青少年スポーツ指導者交流」を「日中青少年スポーツ団員交流」に統合した形態で、令和2年度から新たに実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。

これを踏まえ、新たな形態での実施は令和3年度からとすることについて報告し、これを了承。

また、以下の項目について併せて報告し、これを了承。

・令和3(2021)年度は、当初予定どおり、中国団の日本受入(北海道・東北ブロックでの受入)を行

い、令和 4（2022）年度は日本団の中国派遣を行う。

- ・令和 4(2022)年度の日本団派遣は関東ブロックとなっているが、中止となった令和 2 年度に派遣予定であった北海道・東北ブロックの参加意向を確認したうえで今後調整・決定する。
- ・令和 3(2021)年度の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況等により、今後の実施準備、交流プログラムに影響が生じる可能性がある。そのため、中国団の受入準備に際しては、北海道・東北ブロックの各県における海外からの渡航者への対応状況なども踏まえつつ、各県の担当者と連携を取りながら、検討・対応する。

8. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への団員の参画について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」と連携し実施する「東京 2020 みんなのエスコートキッズプロジェクト」は、東京 2020 大会の延期により、当該事業も延期となっていたが、この度、組織委員会から 2021 年の実施に向けた参加者の募集に関して打診があった旨を報告。

なお、具体的な内容については、今後組織委員会と調整となるため、詳細が決定次第、都道府県スポーツ少年団を通じて参加者の募集を行うことを併せて報告し、これを了承。

9. スポーツ少年団登録システムについて（「名寄せ」機能の対応経緯・報告）

令和 2 年度から新たに運用を開始している登録システム（以下、「システム」）の不具合について以下のとおり報告し、これを了承。

- ・当該不具合は、システムの新たな機能の一つである「名寄せ」機能において生じたもので、単位団が登録を完了した後に、当該単位団には所属していない他の単位団の登録者の個人情報閲覧・編集することが可能であったというものである。
- ・令和 2 年 11 月 13 日時点では、当該不具合の影響を受けた登録者数は 40,840 名であり、把握している事実は次のとおり。
 - (1) 個人情報の漏洩に関する事実の連絡・相談等について(0 件)
 - (2) 情報誌「Sport Japan」の誤配送(1 件)
 - (3) 情報誌「Sport Japan」の発送を停止している単位団(3,363 団)
- ・当該不具合へのこれまでの対応としては、名寄せを経て登録を完了した方（正しく名寄せされた方を含む）の登録済情報の一部を、システム画面上において非表示とする等の対応を行うとともに、都道府県スポーツ少年団を対象に、令和 3 年度登録に向けたシステム改修・機能追加要望に関する調査を実施中である（同調査結果を踏まえ、令和 2 年度内にシステムを改修する）。
- ・当該不具合に対する今後の対応予定は次のとおり。
 - (1) 今回の不具合の影響を受けた単位団への、情報誌「Sport Japan」の発送再開
 - (2) 都道府県スポーツ少年団事務担当者を対象とした、令和 3 年度に向けたシステム改修に関する説明会の開催
 - (3) 今回の不具合の影響を受けた者が所属する単位団に対する、当該者の一部個人情報の再入力依頼（令和 3 年度登録手続き時）

10. 専門部会及びプロジェクト等の報告について

- (1) 指導育成部会
 - 第 1 回部会（書面決議）
 - 「令和 2 年度生涯スポーツ功労者表彰の推薦候補者」について協議・決定した。
 - 第 2 回部会
 - 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和 2 年度スタートコーチ（スポーツ少年団）イン

ストラクター移行研修会・養成講習会の実施可否」について協議した。

- 「令和2年度ジュニア・リーダーズスクールの実施形態」、「令和2年度幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム都道府県普及促進研修会の実施形態」について、いずれもコロナ禍における実施形態について協議した。

第3回部会

- 「これからのスポーツ少年団リーダー像」に関して、スポーツ少年団リーダー制度改定ワーキンググループで検討している新たな「スポーツ少年団リーダー像」について協議した。
- 「スポーツ少年団の理念を学習するためのコンテンツ作成」について、作成したコンテンツの都道府県スポーツ少年団への共有方法や周知方法を協議した。

(2) 広報普及部会

第1回部会

- 「令和3年度日本スポーツ少年団活動計画」について、スポーツ少年団に関する各種広報出版物を、令和2年度に引き続き作製していくとともに、全国一斉活動等をはじめとする東京2020大会開催に向けた取組を、より一層周知していくこととした。
- 「日本スポーツ少年団第10次育成6か年計画－アクションプラン2017－令和2(2020)年度の実施状況」について、昨年度までの取組状況を踏まえ、デジタル化を含む既存広報資料の見直し(体裁)検討、ホームページ、情報誌「Sport Japan」掲載記事の充実、ソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用したスポーツ少年団関連の幅広い情報発信に向けて取り組んでいくこととした。
- 「今後のスポーツ少年団に関する広報・出版」について、情報誌 Sport Japan に毎号掲載している、「夢、輝け！クラブ探訪」は、今後、アクションプラン2017に掲げる取組に基づき、例えば、幼児や高齢者を含む多くの地域住民がメンバーとして活動している団、複数の単位団による交流を行っている団、多世代型、複数種目型の活動をしている団などを候補に取材先を選定することとした。
- 「広報出版物のデジタル化等に向けた取組」について、毎年、年度初めに送付している事務必携書及び前年度の活動内容をまとめた育成報告書の2つを、これまでの冊子版の配布からPDFによるデジタル版での配布に切り替えることとした。(過去の育成報告書についても当協会の広報課が順次デジタル化を進めていることから、今後準備が整い次第、HP上に公開できるよう取り組んでいく)

(3) 活動開発部会

第1回部会

- 「2020年日独スポーツ少年団指導者セミナーの中止に伴うオンライン交流の実施」について、今年度の交流が新型コロナウイルスの影響により中止になったことに伴い、令和2年11月7日に「日独スポーツ少年団オンライン交流」を実施した。当日は dsj 日本部会のメンバーや各州スポーツユースの担当者、日本スポーツ少年団活動開発部会員が出席し、情報交換を行った。交流テーマは、ドイツスポーツユース(dsj)との協議の結果、「コロナ禍におけるスポーツ活動の在り方」とし、日本側からは、①コロナ禍におけるスポーツ少年団活動実態調査 ②ACPを活用した運動遊び促進事業<国庫補助事業令和2年度第一次補正予算> ③スポーツ活動継続サポート事業<国庫補助事業令和2年度第二次補正予算>について説明した。
- 「全国一斉活動の今後の実施」について、去る9月18日付メールで全国の市区町村スポーツ少年団、単位スポーツ少年団に対して今年度の実施および活動報告の提出依頼について改めて案内を行った。また、実施に際しては過去(平成29(2017)年4月以降)に活動した分についても報告可能とした。(報告期限:2021年2月28日)

(4) アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)普及・啓発プロジェクト(WG)

第1回～第7回 WG

- ガイドブックや ACP 総合サイトの改訂、e-ラーニングの整備等について協議した。
- ACP 各種研修会の今年度の実施に関して、オンライン形式を併用した開催準備などについて協議した。

(5) リーダー制度改定ワーキンググループ(WG)

第1回・第2回 WG

- 現状のリーダー育成の在り方を見直し、関係する諸規程を改定した上で、令和5年度から新たな仕組みによるリーダー育成をスタートさせることを目的としており、WG では、目指すべきリーダー像を明らかにし、そのリーダー像に向けたプログラムの改定について協議した。

11. ブロック報告について

各ブロックからの報告等は特になし

12. 令和2年度スポーツ少年団登録状況について(令和2年11月11日現在暫定)

11月6日をもって登録期間が終了となったことに伴い、11月11日時点の登録状況を報告。

区分	登録数	前年度比
登録単位団数	29,212 団	-2,090 団 (-6.68%)
登録指導者数※	170,035 名 (指導者:118,149 名) (役員:6,788 名) (スタッフ:45,098 名)	-16,375 名 (-8.78%)
登録団員数 (全国対象人口に 対する登録率)	562,157 名 (小学生:7.66%) (中学生:2.09%) (高校生:0.16%)	-87,130 名 (-13.42%)

※令和2年度の「登録指導者数」には、単位団の「役員」及び「スタッフ」登録者数を含む。

<質問・意見等>

平山委員： ● 登録者数減の問題について、何か策を講じることができないかと思うところ（近畿ブロック）である。特に今年は新型コロナウイルスの影響により各種大会が中止となっており、そのような状況でなぜ少年団登録をしなければならないのか、といった声もある。このような事態を契機に、全国大会も大事だが、ブロック・地域レベルの大会を充実させるなどの検討も必要かもしれない。

泉本部長 ● 日本スポーツ協会では、外部からコンサルタントを招いて「イノベーションプロジェクト」を立ち上げ、新規事業の検討や既存事業の見直しを行うこととしている。コロナ禍における対応にとどまらず、少年団の事業全般について、その在り方を検討していきたい。

13. 令和2年度スポーツ少年団登録料について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、スポーツ少年団諸事業（各種大会や交流事業、講習会など）についても、多くの活動を中止せざるを得ない状況となっているが、令和2年度の登録者数も、コロナ禍の影響を受け、前年度に比して例年以上の大幅な減少が避けられず、令和2年度の登録料収入も同様に大きく減少する見込みである。

このようなコロナ禍の影響により、都道府県スポーツ少年団においてもその運営に苦慮されているものと認識しており、日本スポーツ少年団として、今後資金面での何らかの措置を講じることができないか検討したい旨、事務局から報告。

14. 今後の日本スポーツ少年団の会議日程について

事務局から資料に基づき、今後開催する会議日程について報告。

令和2年度第5回常任委員会は2021年2月26日（金）14時から、第3回委員総会は翌27日（土）13時から、いずれも JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE にて開催予定。

なお、当日の実施形態等の詳細については、新型コロナウイルス感染拡大の状況も踏まえ、決まり次第改めて報告する。

15. その他

事務局から、国際人権 NGO 団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) が 2020 年 7 月に、日本のスポーツにおける子ども虐待についてまとめた報告書「数えきれないほど叩かれて」を発表した旨を紹介することと併せ、次のとおり報告。

同報告書の取りまとめに際して、日本スポーツ協会もヒアリングを受けており、日本スポーツ協会が設置する暴力行為等相談窓口や公認スポーツ指導者の処分状況などについて情報提供を行った。

また、9月15日に自民党において「虐待等に関する特命委員会」とスポーツ立国調査会による合同会議が開催され、日本スポーツ協会役員も出席した。会議では、HRW から改めて調査の報告があったほか、報告書内で提言している「日本セーフスポーツ・センター（仮称）」の設置、各種法整備の徹底と立法化について要望がなされた。

以上、16時00分閉会。